

## 子育てに喜びを感じるまちづくりを —松浦市次世代育成支援行動計画の実施状況—

この計画は、平成17年度から平成26年度の期間（前期・後期）、子育て支援サービスの充実、子育てと仕事が両立できる生活支援、子どもが安心して遊べる生活環境の整備など、さまざまな子育て支援に「地域ぐるみ」で取り組んでいるものです。

今月号では、スタートしてから2年間の実施状況を紹介します。



### ◎各施設を中心とした子育て支援事業を展開しています

事業名	事業の内容	平成21年度目標事業量	平成18年度の実施状況
延長保育	平日における通常保育前または終了後の保育	旧松浦市＝10施設 旧福島町＝2施設 旧鷹島町＝1施設	13施設 実情に応じ、全保育所で対応
休日保育	保育所における休日の通常保育	旧松浦市＝2施設 旧福島町＝実施しない 旧鷹島町＝実施しない	1施設（旧松浦市）
放課後児童健全育成事業（学童保育）	放課後児童クラブ等による小学校低学年の放課後保育	旧松浦市＝10か所 旧福島町＝2か所 旧鷹島町＝1か所	8か所（旧松浦市）
一時保育	急な用件で保育できない場合の時間単位、半日単位での保育	旧松浦市＝10施設 旧福島町＝2施設 旧鷹島町＝1施設	11施設（旧松浦市＝10施設、旧福島町＝1施設）
病後児保育（施設型）	病気回復期にある児童の施設における保育	旧松浦市＝1施設 旧福島町＝実施しない 旧鷹島町＝実施しない	1施設（旧松浦市）
地域子育て支援センター事業	子育てに関する相談や情報提供の拠点整備	旧松浦市 6施設 旧福島町 1施設 旧鷹島町 実施しない	7施設（旧松浦市）

### ◎福祉事務所を中心に要保護児童及び子育て家庭への支援活動を行っています

事業名	事業の内容	旧市町での取り組み	平成18年度の実施状況
要保護児童地域対策協議会（松浦市子どもサポート推進協議会）	児童虐待の防止対策や相談支援体制の整備、専門機関や地域の方々との連携体制を構築し、援助活動を行う。	旧松浦市では、平成17年10月に協議会を設置し、児童相談所、保健所、警察署をはじめ地域の団体、行政など15の機関で構成。	福島町、鷹島町の児童や家庭においても地域、学校などとの連携を図り、児童相談援助活動に取り組んでいる。 継続支援中 124件
育児支援家庭訪問事業	育児不安、育児ノイローゼからの児童虐待を未然に防止するために、家庭訪問をして、育児、家事支援を行っている。	旧松浦市では、平成17年度から事業を行っている。旧福島町、旧鷹島町では未実施。	現在までの訪問家庭は旧松浦市の範囲内に留まっている。 18年度訪問延べ件数 331件（19年1月末現在）

## ◎母子自立支援員を中心として母子世帯及び寡婦の自立支援活動を行っています

事業名	事業の内容	旧市町での取り組み	平成 18 年度の実施状況
母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭及び寡婦に対して、経済的自立を図るため、修学資金、修業資金、生活資金、就職支度資金など、種々の福祉資金の貸付を行っている。	福祉事務所に母子自立支援員を配置しているため、旧福島町、旧鷹島町は県北福祉事務所で対応。	福祉資金の貸付は、償還率が低いと、しっかりとした償還計画の提出が必要になっている。 18年度 相談件数 20件
自立支援給付金事業	母子家庭の母の就業を促進するために、教育訓練講座の受講料の助成及び養成機関で修学するための生活資金を扶助している。	旧福島町、旧鷹島町は県北福祉事務所で対応。	就労に直結する講座があまりなく、受講希望者が少ない。 18年度 相談件数 3件
就労支援	母子世帯の自立促進のため、母子自立支援員とハローワーク、再就職支援センターなどとの連携による就労支援を行っている。	これまでは児童扶養手当の支給等、社会保障制度の充実が求められていた。	地域職業相談室と連携し、母子自立支援員とハローワークの職員が直接支援している。就職後の声かけも行い、就労継続の意欲も高めている。 18年度 相談件数 44件 (うち雇用確保 24人)
児童扶養手当の支給	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、手当を支給。	平成 17 年度末児童扶養手当受給者 旧松浦市 236人 旧福島町 21人 旧鷹島町 7人 合計 264人	平成 18 年度 1 月末受給者数 289人 支給総額 (見込) 135,231 千円

●問合せ先 子育て・こども課

## 「地域職業相談室」と「市民相談室」をご利用ください

昨年4月から市役所別館に「地域職業相談室」と「市民相談室」を常時設置し業務を行っています。仕事を探している人、市政や生活に関する相談がある人はぜひご利用ください。

### 【地域職業相談室】

求人情報の提供や仕事の相談・紹介などは、ハローワーク江迎と同様のサービスを受けることができます。

○業務日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

○業務内容 職業相談、求職受理、職業紹介、求人情報検索機等による情報提供

○問合せ先 ☎ 0956 - 73 - 0530

### 【市民相談室】

毎日の生活の中での困りごとや悩みごと、また行政に関する相談などを受け付けています。秘密は厳守しますので、気軽にご利用ください。

○相談日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午

後5時15分（祝日、年末年始を除く）

○相談内容 市政や市民生活に関する相談など  
※行政相談、交通事故相談、人権相談、年金相談の日程等は、別途市報等でお知らせします。

○問合せ先 ☎ 0956 - 72 - 1861

